

政令第三百三十五号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の十六第一項中「」に係る」の下に「特許権者等（」を加え、「次項、第三項第四号」を「第四項第四号」に改め、「同じ。」の下に「をいう。以下この条において同じ。」を加え、「又は第十号」を「から第十号まで」に改め、同項ただし書中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「権利者」を「特許権者等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第二号中「権利者」を「特許権者等」に改め、同項第三号及び第四号中「又は第十号」を「から第十号まで」に改め、同項第五号中「又は第十号」を「から第十号まで」に改め、「第一条第一項各号」の下に「（行政機関の休日）」を加え、同項第六号中「第三十六条第二項」の下に

「(保税地域についての規定の準用等)」を、「第四十条第一項」の下に「(貨物の取扱い)」を、「第四十九条」の下に「(指定保税地域についての規定の準用)」を、「第六十一条の二第三項」の下に「(保税展示場の許可)」を、「第六十二条の八第一項」の下に「(総合保税地域の許可)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「権利者」を「特許権者等」に改め、同項第三号中「第六十九条の十第一項第九号」の下に「又は第九号の二」を加え、同項第七号中「又は第十号」を「から第十号まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「提出された証拠」の下に「、法第六十九条の十二第四項の規定により提出された書類」を加え、「法第六十九条の十二第五項」を「同条第六項」に、「特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者(次項、第四項第二号及び第六項において「権利者」と総称する。)」を「特許権者等」に改め、「当該証拠」の下に「又は書類」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第六十九条の十二第四項に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 輸入者が疑義貨物を購入し、又は譲り受けようとしたこと、仕出人が当該疑義貨物を発送したこと

その他の輸入者が当該疑義貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類

二 輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類

三 疑義貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類

四 輸入者が疑義貨物を輸入することについて当該疑義貨物に係る特許権者等から許諾を得ているか否かについて記載した書類

五 前各号に掲げるもののほか、疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しない旨を証する書類その他当該疑義貨物が同項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類

第六十二条の十七第一号中「第六十九条の十一第一項第九号」の下に「又は第九号の二」を加える。

第六十二条の十八中「第六十二条の十六第三項第七号又は第四項第三号」を「第六十二条の十六第四項第七号又は第五項第三号」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第四項又は第五項」に改める。

第六十二条の二十四第一項中「第六十二条の十六第三項」を「第六十二条の十六第四項」に改める。

第八十七条第一項第二号中「において」を「（保税蔵置場についての規定の準用）において読み替え

て」に改め、同項第三号中「第六十二条の十五」の下に「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を加え、同項第五号中「第七十五条」の下に「（外国貨物の積戻し）」を加え、同条第二項中「同項の旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該」を「購入した同項の物品であつて、同項の」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項ただし書中「特例輸出入者（関税法第七条の二第一項（申告の特例）の承認及び同法」を「特定輸出者（関税法」に改め、「の双方の承認」を削り、「当該特例輸出入者の特例申告貨物」を「特例輸入者（関税法第七条の二第二項（申告の特例）の承認を受けた者をいう。以下同じ。）によつて輸入されるもの」に改める。

第十六条の三第十一号中「、第六一一五・二二号、第六一一五・二二号又は第六一一五・二九号」を「又は第六一一五・二二号から第六一一五・二九号まで」に改め、同条第十九号中「同項の旅客ターミナ

ル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該」を「購入した同項の物品であつて、同項の」に改める。

第三十四条第三項中「特例輸出入者の特例申告貨物」を「特例輸入者によつて輸入されるものであつて、特定輸出者によつて輸出されるもの」に改める。

第三十九条第三項中「次項」を「次項ただし書」に、「特例輸出入者の特例申告貨物」を「特例輸入者によつて輸入されたものであつて、特定輸出者によつて輸出されるもの」に改め、同条第四項ただし書中「特例輸出入者の特例申告貨物」を「特例輸入者によつて輸入されたものであつて、特定輸出者によつて輸出されたもの」に改める。

第五十六条の二第二項中「（関税法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）に規定する特定輸出者をいう。）」を削り、「同項第二号」を「関税法第六十七条の三第一項第二号（輸出申告の特例）」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二七一〇・一二号の一の(二)のBの(2)」を「第二七一〇・一二号の一の(二)のB」に、「第二七一〇・一九号の一の(一)のBの(2)」を「第二七一〇・一九号の一の(一)のB」に、「第二七一〇・二〇号の一の(二)のB」に改める。

第十条の二第十三号中「（第十条の四第三項及び第四項において「ペルー共和国協定」という。）」を削る。

第十条の四第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第一項ただし書中「令和三年度」を「令和四年度」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改める。

第十九条の二ただし書中「、令和四年四月一日以後においては」を削る。

第十九条の八第三項中「同表の四の項から二十三の項まで」を「同表の七の項、九の項、十一の項、十二の項、十七の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項」に改め、「、同表の三十八の項及び三十九の

「購入したこと」を「、又は同条に規定する情報通信の技術を利用する方法により購入したこと」に、「購入した場合」を「、又は当該方法により購入した場合」に改める。

第四十二条中「対し販売した」を「対し販売し、又は引き渡した」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 当該承認小売業者の氏名又は名称及び住所

第四十二条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客

ターミナル施設等において販売した場合 その販売を行つた特定販売場の名称

ロ 沖縄振興特別措置法第二十六条に規定する特定販売施設において販売し、その販売した物品を同条に規定する旅客ターミナル施設等において引き渡した場合 その販売を行つた特定販売場の名称及びその引渡しを行つた特定販売場の名称

ハ 沖縄振興特別措置法第二十六条に規定する情報通信の技術を利用する方法により販売し、その販

売した物品を同条に規定する旅客ターミナル施設等において引き渡した場合 当該方法により販売した旨及びその引渡しを行つた特定販売場の名称

別表第一の十一の項中「（環太平洋包括的及び先進的協定がペルーについて効力を生ずる日（二十一の項において「ペルー発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の二十一の項中「（ペルー発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の三十六の項、四十三の項、五十の項及び五十七の項中「のうち令和四年四月一日以後に輸入申告がされるもの」を削る。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第四条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四五の項中「第六十九条の十二第五項」を「第六十九条の十二第六項」に、「又は第十号」を「から第十号まで」に改める。

（税関関係手数料令の一部改正）

第五条 税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五第一項から第三項までの規定中「納付すべき」の下に「令和七年三月分以前の当該許可に

係る」を加える。

(関税割当制度に関する政令の一部改正)

第六条 関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第百五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・二〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「五七、三〇〇ト

ン」を「五五、五〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「四、一五六、七〇〇トン」を「四、一二三、三〇〇トン」に、「三四七、九〇〇トン」を「三五四、二〇〇トン」に、「一四五、三〇〇トン」を「七八、七〇〇トン」に、「九二、〇〇〇トン」を「一四七、七〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「令和三年一〇月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「二二五、五〇〇トン」を「五〇九、一〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇

八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項、第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一
号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二一二・九九号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三
日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一
日から令和五年三月三十一日まで」に、「六、四〇〇トン」を「八、八〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一
日から令和五年三月三十一日まで」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一
日から令和五年三月三十一日まで」に、「三八、二〇〇トン」を「三七、六〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四
一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一
号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇
七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一三・一〇

号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第七条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「前三号」の下に「又は次号」を加え、同項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第三項（輸出物品販売場における輸出品物の譲渡に係る免税）に規定する消費税の徴収（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の二第三項（海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税）において準用する場合を含む。）又は租税特別措置法第八十七条の六第三項（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税）に規定する

酒税の徴収に関する業務で、第一号又は第二号に掲げる業務以外のもの

別表第四号中「、同条第四項」を「並びに船舶国籍証書若しくはこれに代わる書類の提示、同条第四項」に改め、同表第四号の二中「（積荷に関する事項のうち郵便物に係るものに限る。）」を削り、同表中第四三号の七を第四三号の八とし、第四三号の四から第四三号の六までを一号ずつ繰り下げ、第四三号の三の次に次の一号を加える。

四三の四 関税法第六十九条の十二第四項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による書類の提出

別表第五七号の一四中「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第四項第五号」を「同条第五項第五号」に改め、同表第七九号の二中「（昭和六十三年法律第百八号）」を削り、同表第八九号の四中「（昭和三十三年法律第二十六号）」を削る。

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第八条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項ただし書を削る。

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（同条中関税法施行令第八十七条の改正規定を除く。）、第四条の規定及び第七条の規定（同条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項の改正規定、同令別表第四号の改正規定、同表第四号の二の改正規定、同表第七九号の二の改正規定及び同表第八九号の四の改正規定を除く。）は、特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。